

### 3 生活保護事業

#### 1 概況

##### (1) 制度の基本原則

生活保護は、生活に困窮する国民に対し、日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

生活保護制度は、「国家責任による最低生活保障の原理」、「保護請求権無差別平等の原理」、「健康で文化的な最低生活保障の原理」、「保護の補足性の原理」の四つの基本原則によって運用されます。

「国家責任による最低生活保障の原理」とは、生活に困窮する国民の保護を国がその責任において実施すべきことを規定したものです。

「保護請求権無差別平等の原理」とは、性別や社会的身分により差別されることなく、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済状態に着目して保護を行うということです。

「健康で文化的な最低生活保障の原理」とは、この制度で保障する水準を規定したものであり、この水準は憲法上の権利として保障されている生存を可能にするものでなくてはなりません。

「保護の補足性の原理」とは、保護を受けるための最小限の要件を規定したものです。保護を受けるためには、各自が持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、そのような努力をしてもなお最低生活が営めない場合にはじめて保護が行われます。

##### (2) 本市の動向

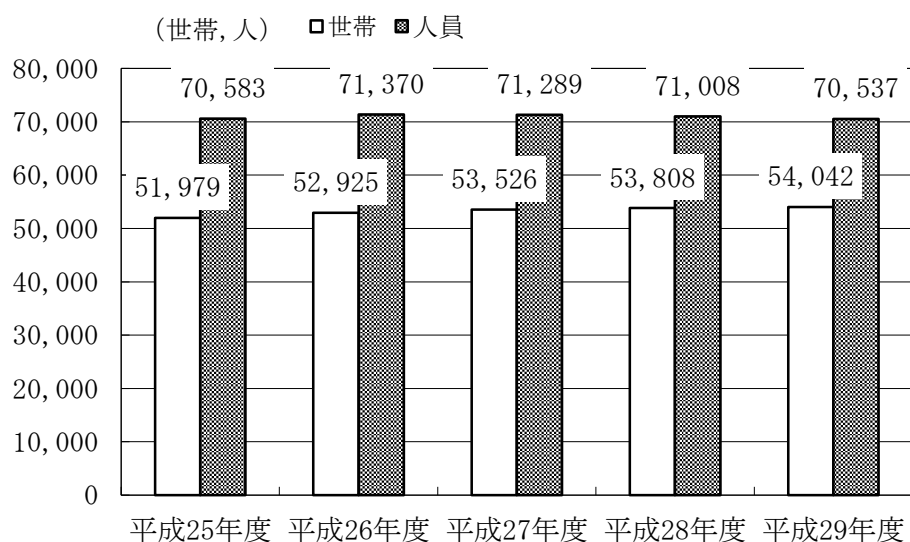
平成 30 年 3 月時点では保護受給世帯が 54,042 世帯で、前年同月比 100.4%となり、近年の好調な雇用情勢を受け、ほぼ横ばいに近い状態となっています。

(3) 被保護者数の推移

(各年度3月分)

年 度	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
平成25年度	1,617,991	3,700,962	51,979	70,583	3.21	1.91
平成26年度	1,632,193	3,709,467	52,925	71,370	3.24	1.92
平成27年度	1,645,208	3,723,874	53,526	71,289	3.25	1.91
平成28年度	1,659,702	3,728,021	53,808	71,008	3.24	1.90
平成29年度	1,673,511	3,729,729	54,042	70,537	3.23	1.89

被保護者数の推移



## (4) 被保護者数の月別推移

(平成 29 年度)

年 月	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
29 年 4 月	1,665,516	3,728,124	53,684	70,475	3.22	1.89
29 年 5 月	1,671,190	3,733,807	53,779	70,512	3.22	1.89
29 年 6 月	1,672,080	3,733,975	53,750	70,415	3.21	1.89
29 年 7 月	1,673,006	3,733,973	53,762	70,395	3.21	1.89
29 年 8 月	1,673,220	3,733,886	53,814	70,400	3.22	1.89
29 年 9 月	1,673,422	3,733,791	53,875	70,448	3.22	1.89
29 年 10 月	1,673,662	3,733,234	53,941	70,525	3.22	1.89
29 年 11 月	1,675,092	3,734,580	54,004	70,577	3.22	1.89
29 年 12 月	1,675,027	3,734,012	53,977	70,536	3.22	1.89
30 年 1 月	1,674,601	3,733,084	53,962	70,473	3.22	1.89
30 年 2 月	1,674,043	3,731,665	53,919	70,414	3.22	1.89
30 年 3 月	1,673,511	3,729,729	54,042	70,537	3.23	1.89

(停止中を含む)

## (5) 福祉保健センター別被保護者数

(平成30年3月分)

福祉保健センター	常 住 人 口		被保護者数		保 護 率 (%)	
	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
鶴 見	136,037	288,924	5,402	7,208	3.97	2.49
神奈川	122,377	241,686	3,127	3,910	2.56	1.62
西	53,250	100,406	1,532	1,848	2.88	1.84
中	79,852	148,973	8,405	9,144	10.53	6.14
南	97,400	194,678	6,167	7,717	6.33	3.96
港 南	92,233	213,877	2,289	3,193	2.48	1.49
保土ヶ谷	94,604	206,094	2,924	3,986	3.09	1.93
旭	104,211	245,500	3,517	4,828	3.37	1.97
磯 子	75,835	166,328	2,222	2,922	2.93	1.76
金 沢	87,452	199,623	1,619	2,258	1.85	1.13
港 北	166,188	348,501	2,831	3,600	1.70	1.03
緑	76,102	181,029	2,058	3,053	2.70	1.69
青 葉	126,919	309,412	1,861	2,498	1.47	0.81
都 筑	81,641	211,063	1,216	1,714	1.49	0.81
戸 塚	115,984	276,876	2,712	3,731	2.34	1.35
栄	50,988	120,610	1,202	1,648	2.36	1.37
泉	61,442	152,775	2,341	3,271	3.81	2.14
瀬 谷	50,996	123,374	2,617	4,008	5.13	3.25
総 計	1,673,511	3,729,729	54,042	70,537	3.23	1.89

(停止中を含む)

## (6) 福祉保健センター別の扶助別被保護世帯数

(平成30年3月分)

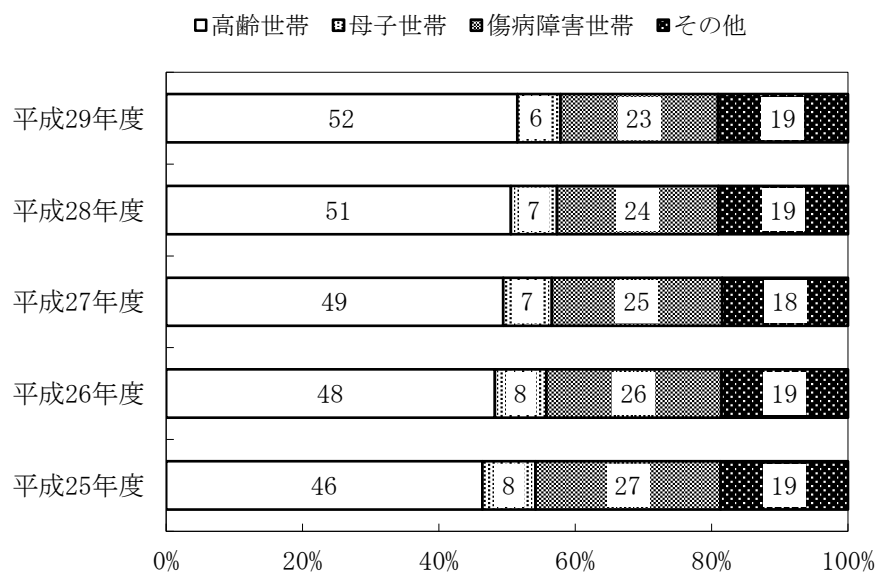
福祉保健センター	保護 実世帯数	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
鶴見	5,382	4,776	4,796	374	1,105	5,105	0	222	22
神奈川	3,118	2,759	2,775	136	678	3,005	0	78	12
西	1,525	1,343	1,324	51	313	1,438	0	32	8
中	8,388	7,718	7,751	144	1,539	7,864	0	86	35
南	6,155	5,578	5,624	347	1,177	5,950	0	189	23
港南	2,286	2,043	2,019	189	430	2,233	0	106	8
保土ヶ谷	2,920	2,627	2,622	197	630	2,830	0	125	11
旭	3,507	3,186	3,153	268	798	3,346	0	162	13
磯子	2,218	1,978	1,983	151	474	2,101	0	85	7
金沢	1,611	1,438	1,447	143	331	1,549	0	73	2
港北	2,825	2,503	2,518	154	550	2,705	0	86	12
緑	2,052	1,823	1,863	221	462	1,963	0	122	5
青葉	1,860	1,648	1,717	143	371	1,765	0	87	8
都筑	1,215	1,067	1,098	108	322	1,157	0	58	7
戸塚	2,701	2,423	2,381	231	622	2,621	0	129	11
栄	1,201	1,052	1,086	81	263	1,123	0	49	4
泉	2,341	2,146	2,141	192	609	2,276	0	116	11
瀬谷	2,608	2,358	2,420	293	618	2,498	0	200	10
総計	53,913	48,466	48,718	3,423	11,292	51,529	0	2,005	209

(7) 世帯類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	単身世帯			2人以上の世帯				合 計
	高 齢	傷病障害	そ の 他	高 齢	母 子	傷病障害	そ の 他	
平成25年度	21,838	11,839	6,239	2,237	4,033	2,240	3,457	51,883
平成26年度	23,144	11,465	6,311	2,332	3,986	2,108	3,488	52,834
平成27年度	24,041	11,345	6,400	2,359	3,819	1,994	3,466	53,424
平成28年度	24,748	10,872	6,686	2,413	3,618	1,841	3,529	53,707
平成29年度	25,335	10,672	6,838	2,431	3,427	1,766	3,444	53,913

被保護世帯の世帯類型別比率 (小数点以下四捨五入)



## (8) 労働力類型別被保護世帯数の推移

(各年度3月分)

年 度	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	働いている 者がいない 世帯	合 計
	常用勤労者	日雇労働者	内職者	その他就業者			
平成 25 年度	7,021	522	807	725	1,477	41,331	51,883
平成 26 年度	7,400	455	807	692	1,478	42,002	52,834
平成 27 年度	7,421	437	822	670	1,473	42,601	53,424
平成 28 年度	7,450	406	761	640	1,466	42,984	53,707
平成 29 年度	7,386	373	745	629	1,447	43,333	53,913

## (9) 開始・廃止件数の推移

(各年度延)

年 度	開 始		廃 止	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員
平成 25 年度	9,255	12,346	8,518	10,775
平成 26 年度	8,851	11,738	7,917	9,976
平成 27 年度	8,747	11,480	8,205	10,556
平成 28 年度	8,345	10,950	8,024	10,085
平成 29 年度	8,233	10,654	7,933	9,917

## (10) 生活保護費支出状況

(平成29年度) (単位:円)

	総額	扶 助 の 内 容					
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他
総計	128,044,053,758	40,934,950,525	28,059,421,274	561,349,617	3,033,018,589	53,259,289,477	2,196,024,276
健康福祉局	55,528,703,687	0	0	0	3,016,132,217	52,512,571,470	0
鶴見	7,395,960,759	4,103,511,176	2,925,191,693	62,934,774	795,374	61,860,133	241,667,609
神奈川	4,019,763,889	2,248,600,504	1,574,678,970	21,213,248	910,293	43,319,212	131,041,662
西	2,015,459,731	1,137,905,602	761,956,703	8,824,700	441,869	15,865,340	90,465,517
中	12,481,155,785	6,747,641,643	5,319,960,985	23,668,014	2,430,265	75,548,935	311,905,943
南	8,515,356,393	4,762,713,759	3,361,571,197	53,682,388	1,327,676	83,614,673	252,446,700
港南	2,873,592,944	1,665,009,233	1,012,513,460	28,841,626	800,397	34,288,378	132,139,850
保土ヶ谷	3,733,401,545	2,236,305,142	1,314,778,738	33,051,307	592,882	49,330,668	99,342,808
旭	4,479,538,964	2,634,321,867	1,600,468,778	45,129,801	1,173,164	45,524,889	152,920,465
磯子	2,914,737,512	1,650,475,224	1,099,768,319	23,817,320	307,781	32,682,022	107,686,846
金沢	2,004,727,093	1,166,761,626	737,022,956	22,308,785	833,179	20,284,267	57,516,280
港北	3,715,879,096	2,048,567,437	1,515,926,774	24,168,345	236,560	39,668,476	87,311,504
緑	2,725,401,665	1,550,509,404	1,022,359,432	36,773,872	1,260,087	35,984,128	78,514,742
青葉	2,558,760,619	1,355,734,228	1,093,500,311	24,205,898	267,080	27,672,638	57,380,464
都筑	1,554,332,216	879,532,735	586,304,569	18,388,122	520,586	26,425,879	43,160,325
戸塚	3,485,949,997	2,055,063,912	1,238,709,509	38,304,773	1,689,868	44,444,822	107,737,113
栄	1,502,647,535	826,693,093	595,144,334	12,727,411	371,645	13,825,747	53,885,305
泉	3,013,945,892	1,819,565,318	1,032,403,941	32,906,820	740,177	43,188,513	85,141,123
瀬谷	3,524,738,436	2,046,038,622	1,267,160,605	50,402,413	2,187,489	53,189,287	105,760,020
区計	72,515,350,071	40,934,950,525	28,059,421,274	561,349,617	16,886,372	746,718,007	2,196,024,276



## 2 保護施設

生活保護法による保護施設は救護施設3か所、更生施設3か所、医療保護施設2か所で、その状況は次のとおりです。

### (1) 生活保護法による保護施設の入所状況

(平成30年3月末現在)

	施設名	設置主体	所在地	定員	現在員	被保護者数
救護施設	横浜市浦舟園	横浜市	南区浦舟町3-46	100	97	97
	清明の郷	(福)横浜社会福祉協会	南区中村町5-315	190	188	188
	岡野福祉会館	(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会	西区岡野2-15-6	130	134	134
更生施設	横浜市中心浩生館	横浜市	南区中村町3-211	68	69	68
	甲突寮	(福)幼年保護会	磯子区丸山1-19-20	50	43	43
	民衆館	(福)横浜愛隣会	南区睦町1-27	68	67	67
医療保護施設	済生会神奈川県病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川県富家町6-6	—	—	—
	済生会若草病院	(福)恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	金沢区平潟町12-1	—	—	—

### 3 法外援護事業

被保護者に対して市費による法律外援護として平成 29 年度は、次のとおり扶助しました。

#### (1) 被保護者援護費

(平成 29 年度) (金額単位：円)

項 目	人 員	金 額	内 容
日用品セット支給	121	66,646	緊急入院時日用品セット支給
肌 着 支 給	261	283,910	緊急入院時肌着支給
計		350,556	

#### (2) 民間保護施設

(平成 29 年度) (金額単位：円)

項 目	対象施設数	金 額	内 容
職 員 雇 用 費	3	6,581,135	国の定める措置費の職員配置基準を超えて、職員を雇用するための加算配置経費
職員処遇改善費	3	11,128,517	職員の平均勤続年数に応じた昇給財源の確保に必要な経費
一 般 管 理 費	6	11,433,973	庁費、旅費、保健衛生費、補修費等施設の管理の充実に要する経費
特 別 管 理 費	1	114,120	高圧電気、ボイラー、エレベーターの保守管理委託に要する経費
県所管施設に対する負担	1	186,204	神奈川県所管施設へ横浜市が措置している入所者の法外扶助を負担(神奈川県と横浜市で相互に負担)
計		29,443,949	

※人員は年間延べ人数による。

## 4 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援に取り組みました。

### 1 自立相談支援（18区実施分）

相談を包括的に受け止め、一人ひとりの相談者に寄り添いながら継続的な支援を行うとともに、きめ細かな就労支援を実施しました。

（平成29年度：件数）

新規相談	延べ相談	支援申込	支援プラン作成 （再プラン含む）
4,793	7,196	1,541	1,781

就労支援対象者数	949人
うち就労者数	650人
うち増収者数	105人

### 2 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、賃貸住宅の家賃相当分の給付金を有期で支給するとともに、就労支援等を実施し、安定した住居及び就労機会の確保に向けた支援を行いました。

（平成29年度：件数）

相談	610
申請	73

### 3 就労準備支援

心身の状況等により、就労経験が乏しい方や、長期の無業状態にある方など直ちに求職活動を始めることが困難な方に対して、就労体験の場を提供し、一般就労に向けた準備を支援する事業です。具体的には、事前講座や職場実習などを通して、意欲喚起や基礎能力の形成など、日常生活・社会生活の自立に向けた支援を行いました。

新規利用申込者数	10人
実習参加者数	12人
うち前年度から継続	4人
うち新規開始	8人

### 4 家計相談支援

家計に課題を抱える生活困窮者に対して、必要な情報提供や専門的な助言・支援等を行うことにより、自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む家計管理の力を高め、早期に生活を再建することを目的とする事業です。具体的には、家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）、滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援等を実施しました。

利用者数	633 人
うち新規利用者数	383 人

## 5 子どもの学習支援

生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもに対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活が送れることを目的に高等学校等への進学に向けた支援及び進学後の高校中退防止に向けた支援を行う「寄り添い型学習支援事業」を18区で実施しました。

(平成29年度：人数)

	登録者数※	延べ利用者数
生活保護受給者	769	30,235
その他	198	7,808
計	967	38,043

※登録者数：平成30年3月末時点

## 6 就労訓練事業

何らかの課題により一般就労に結びつきにくい方を対象に、職場経験の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。事業の実施主体としては、横浜市による認定を受けた企業、NPO法人、社会福祉法人等による自主事業として実施されており、幅広い事業者の理解と協力により支えられている制度です。

### (1) 利用者支援

新規利用申込者数	34 人
訓練実施者数	29 人
うち前年度から継続	6 人
うち新規開始	23 人

### (2) 事業所支援

事業書認定数	61
うち新規認定数	28

## 5 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和 36 年 4 月の発足から半世紀以上経過し、その間、昭和 61 年 4 月に公的年金制度の全面改正による基礎年金の導入や、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制の開始などが行なわれ、本格的な国民皆年金制度への進展が図られてきました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。

特に、市民一人ひとりの年金受給権の確保と給付額が向上するよう、また、制度基盤がより強固なものとなるよう、被保険者を的確に把握し、適用した被保険者を収納に結びつけていくことが重要なポイントとなります。

平成 12 年度の地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担の見直しが行なわれ、機関委任事務が廃止となり、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成 14 年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。平成 22 年 1 月には、社会保険庁に代わり日本年金機構が設立され、市区町村と役割分担しながら業務にあたっています。

現在、年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化の進捗が深刻な課題となるなかで、老後の生活基盤となる年金制度が 100 年以上に渡り持続可能であるために、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが必要不可欠です。このため、平成 16 年度の公的年金制度改正によって、保険料の上昇を極力抑え、将来水準を固定することや、給付水準を自動的に調整する仕組みの導入などが行われています。

### 1 適用事務

平成 3 年 4 月の改正により、日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第 1 号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成 14 年 4 月からは、厚生年金又は共済組合加入者の被扶養配偶者である第 3 号被保険者の適用は、市区町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成 14 年 4 月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20 歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付されていますが、本市は協力連携事務として、横浜市の住民基本台帳ネットワークへの全員参加が行われるまで 20 歳到達者の住民記録情報を提供していません。

本市の平成 30 年 3 月 31 日現在の被保険者数は表 1 のとおりです。

表1 被保険者数

(平成30年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	31,929	500	32,429	1,245	0	1,245
神奈川区	27,264	492	27,756	1,188	0	1,188
西区	11,694	218	11,912	506	0	506
中区	20,677	350	21,027	774	0	774
南区	26,453	382	26,835	998	0	998
港南区	23,288	476	23,764	1,158	0	1,158
保土ヶ谷区	24,636	413	25,049	1,131	5	1,136
旭区	27,494	509	28,003	1,278	1	1,279
磯子区	18,037	417	18,454	944	0	944
金沢区	21,504	505	22,009	1,199	1	1,200
港北区	38,749	823	39,572	1,892	2	1,894
緑区	20,078	348	20,426	855	2	857
青葉区	36,110	947	37,057	2,194	0	2,194
都筑区	24,355	420	24,775	1,121	5	1,126
戸塚区	28,341	539	28,880	1,819	3	1,822
栄区	12,370	285	12,655	708	0	708
泉区	17,108	333	17,441	1,173	0	1,173
瀬谷区	15,189	212	15,401	667	1	668
横浜市計	425,276	8,169	433,445	20,850	20	20,870

## 2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切に免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から申請免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、対象者の拡大が図られました。さらに、平成26年度から、申請可能期間が拡大（原則、2年1か月前まで遡って申請可能）されました。

直近では、平成28年7月から、若年者納付猶予が対象を50歳未満までに拡大した納付猶予に改正されています。

平成30年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(平成30年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	納付猶予	計B	
鶴見区	31,929	2,632	3,232	354	304	174	3,426	1,019	11,141	34.9
神奈川区	27,264	1,967	2,565	279	178	100	3,534	747	9,370	34.4
西区	11,694	753	1,379	98	79	53	1,089	299	3,750	32.1
中区	20,677	2,200	2,369	224	161	109	1,668	514	7,245	35.0
南区	26,453	2,787	3,154	305	213	141	2,473	694	9,767	36.9
港南区	23,288	2,178	2,206	234	121	81	3,167	752	8,739	37.5
保土ヶ谷区	24,636	2,410	2,311	217	167	109	3,626	765	9,605	39.0
旭区	27,494	2,856	2,515	257	191	110	3,397	877	10,203	37.1
磯子区	18,037	1,556	1,861	177	158	62	2,170	660	6,644	36.8
金沢区	21,504	1,828	2,054	212	142	83	3,460	720	8,499	39.6
港北区	38,749	2,341	3,076	297	231	154	5,527	1,095	12,721	32.8
緑区	20,078	1,756	1,844	221	143	91	2,941	733	7,729	38.5
青葉区	36,110	1,662	2,701	257	179	90	7,052	1,222	13,163	36.5
都筑区	24,355	1,349	2,025	224	134	95	4,638	977	9,442	38.8
戸塚区	28,341	2,472	2,514	314	202	97	4,240	997	10,836	38.2
栄区	12,370	1,251	1,220	145	98	56	1,684	436	4,890	39.5
泉区	17,108	1,841	1,552	195	132	50	2,375	573	6,718	39.3
瀬谷区	15,189	2,008	1,609	202	138	73	1,732	591	6,353	41.8
横浜市計	425,276	35,847	40,187	4,212	2,971	1,728	58,199	13,671	156,815	35.9

### 3 給付事務

#### (1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給権者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等のため増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成30年3月31日現在の拠出制の国民年金受給権者数は表3及び表4のとおりです。

表3 拠出制国民年金受給権者数（旧法）

（平成30年3月31日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	616	662	33	1,311	38	0	0	0	1,349
神奈川区	621	619	13	1,253	24	0	0	0	1,277
西区	323	276	7	606	13	0	0	0	619
中区	488	444	15	947	21	0	0	0	968
南区	696	579	13	1,288	39	0	0	0	1,327
港南区	386	597	10	993	29	0	0	0	1,022
保土ヶ谷区	512	688	21	1,221	36	0	0	0	1,257
旭区	509	845	13	1,367	37	0	0	0	1,404
磯子区	415	516	11	942	16	0	0	0	958
金沢区	515	739	12	1,266	27	0	0	0	1,293
港北区	780	938	31	1,749	39	0	0	0	1,788
緑区	306	429	2	737	20	0	0	0	757
青葉区	554	845	8	1,407	23	0	0	0	1,430
都筑区	316	368	4	688	12	0	0	0	700
戸塚区	513	741	12	1,266	34	0	0	0	1,300
栄区	250	349	5	604	14	0	0	0	618
泉区	301	429	4	734	34	0	0	0	768
瀬谷区	248	374	2	624	21	0	0	0	645
横浜市計	8,349	10,438	216	19,003	477	0	0	0	19,480



表4 拠出制国民年金受給権者数（新法）

（平成30年3月31日現在）

種別 区名	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	54,092	1,375	398	26	55,891	32
神奈川区	46,513	1,209	284	11	48,017	39
西区	17,725	437	122	3	18,287	28
中区	28,494	840	218	9	29,561	14
南区	46,577	1,290	281	12	48,160	28
港南区	56,146	1,376	335	14	57,871	29
保土ヶ谷区	48,111	1,176	301	24	49,612	38
旭区	65,031	1,476	337	12	66,856	39
磯子区	41,500	931	202	8	42,641	27
金沢区	53,254	1,240	284	7	54,785	27
港北区	61,536	1,519	415	18	63,488	48
緑区	38,670	1,003	212	6	39,891	29
青葉区	59,126	1,288	446	18	60,878	43
都筑区	32,338	812	283	15	33,448	23
戸塚区	64,080	1,513	429	8	66,030	39
栄区	34,554	792	188	1	35,535	18
泉区	38,953	929	171	6	40,059	18
瀬谷区	30,631	903	150	7	31,691	33
横浜市計	817,331	20,109	5,056	205	842,701	552

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金ですが、その財源の多くは国庫負担でまかなわれるため、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

平成30年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金の受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給権者数並びに特別障害給付金受給資格者数  
(平成30年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	5	1,624	0	11	1,640
神奈川区	4	1,524	0	10	1,538
西区	0	518	0	5	523
中区	9	1,112	0	4	1,125
南区	2	1,475	0	12	1,489
港南区	2	1,716	0	21	1,739
保土ヶ谷区	0	1,854	0	13	1,867
旭区	2	2,181	0	24	2,207
磯子区	2	1,157	0	20	1,179
金沢区	1	1,482	0	21	1,504
港北区	5	1,706	0	20	1,731
緑区	1	1,323	0	20	1,344
青葉区	1	1,386	0	19	1,406
都筑区	1	1,233	0	7	1,241
戸塚区	1	1,960	0	19	1,980
栄区	2	975	0	7	984
泉区	2	1,401	0	10	1,413
瀬谷区	3	1,154	0	1	1,158
横浜市計	43	25,781	0	244	26,068

## 6 国民健康保険事業

### 1 概況

我が国は、すべての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から、医療供給体制の整備を進めるとともに国民皆保険制度を採用し、横浜市国民健康保険は、国民皆保険体制となった昭和36年4月に事業を開始しました。

しかし、国民健康保険をはじめ各医療保険においては、高齢者の医療費を中心に年々歳出が増加する一方、経済の低迷による保険料収入の伸び悩みなどから、深刻な財政の逼迫状況が続いています。

とりわけ、国民健康保険は、高齢者や低所得者が多いという構造的な課題があることから、財政基盤は他の医療保険制度と比べ脆弱であり、医療保険制度の抜本改革を行う必要性が生じてきました。

このような状況に対処するため、昭和58年2月に老人保健法が、昭和59年10月に退職者医療制度が創設され、医療保険制度間の財政調整により年齢格差の是正がなされました。

平成12年度からは介護保険制度が施行され、これに伴い第2号被保険者には、医療保険分に介護納付金分の保険料を上乗せし一体的に徴収されることとなりました。

平成14年7月に医療保険制度全般の見直しが図られ、平成14年10月から一部負担金については、3歳未満は2割、70歳以上の高齢者は1割または一定以上の所得のある者については2割とするとともに、平成15年4月からは、被用者保険の一部負担金についても3割となりました。

平成17年12月、国は国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療制度改革大綱を策定しました。そこで、①安心・信頼の医療の確保と予防の重視、②医療費適正化の総合的な推進、③超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現という基本的な考え方のもと、平成18年6月に一連の法改正を行い、順次制度改正を実施してきました。

この中では、①都道府県における医療費適正化計画の策定（20年度）、②生活習慣病予防のための各保険者による特定健康診査等の実施（20年度～）、③保険給付内容の見直し（18年度～）、④75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の創設（20年度）などがありました。

平成22年12月14日の閣議決定で、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革を一体的に行うとする、いわゆる「社会保障と税の一体改革」の検討が始まり、「社会保障改革に関する集中検討会議」での議論を経て、平成24年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、関連法案が順次成立しました。この後、平成25年12月5日に、国民健康保険に対する財政支援の拡充、国民健康保険の運営について都道府県が担うことを基本とするなどの事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等が規定されている「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障改革プログラム法）」が成立し、国保基盤強化協議会等での議論を経て、平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。これを受けて、平成30年4月に「持続可能な医療保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるなどの新制度が開始されました。

一方、本市国保会計は、平成19年度以降、4年連続で収支不足となっていましたが、平成23年度以降は単年度収支としては黒字に転じ、平成25年度には累積赤字の解消を図ることができました。

平成29年度の単年度収支が約31億円の黒字となった結果、平成28年度までの約101億円の累積黒字と合計すると、約132億円の累積黒字となりました。

今後とも市民の健康保持・増進をすすめ、国民皆保険制度の根幹を支える制度として、より安定的な事業運営を図っていきます。

保 險 給 付	保険給付の種類	療養の給付 入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費 出産育児一時金 1件 42万円 葬祭費 1件 5万円 障害児育児手当金 1級 80万円、2級 60万円、3級 30万円、4級 10万円
	給付割合	世帯主・世帯員ともに7割（就学前児童は8割、70歳以上は8割（※）又は7割） ※平成26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた方の自己負担割合は1割に据え置かれ、残り1割分は公費負担（国費）となっています。
	事業給付の範囲	診療 薬剤または治療材料の支給 処置、手術その他の治療 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
保 險 料	賦課総額	【医療分】 一般被保険者に係る保険料の賦課総額は、次に掲げる合算額から、当該費用に係る国庫負担金等を控除した額の範囲内とする。 一般被保険者に係る①療養給付費から一部負担金を控除した額、②入院時食事療養費、③入院時生活療養費、④保険外併用療養費、⑤療養費、⑥訪問看護療養費、⑦特別療養費、⑧移送費、⑨高額療養費、⑩高額介護合算療養費、前期高齢者納付金等及び特定健康診査等の実施に要する費用の額 ※実際の賦課においては、上記賦課対象額の5.5%を減じている。 (特定健康診査等の実施に要する費用は除く) 【支援分】 後期高齢者支援金に係る保険料の賦課総額は、当該年度の初日における後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額から、当該費用に係る国庫負担金等を控除した額の範囲内とする。 【介護分】 介護納付金賦課額の総額は、当該年度の初日における介護給付費納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国庫負担金等を控除した額の範囲内とする。
	賦課割合	【医療分】・所得割 60% 【支援分】・所得割 60% 【介護分】・所得割 60% ・均等割 40% ・均等割 40% ・均等割 40%
	保険料率	【医療分】 ・所得割 6.64% ・均等割 被保険者1人当たり 32,180円 ・保険料最高限度額 540,000円 【支援分】 ・所得割 1.99% ・均等割 被保険者1人当たり 9,890円 ・保険料最高限度額 190,000円 【介護分】 ・所得割 2.03% ・均等割 被保険者1人当たり 12,650円 ・保険料最高限度額 160,000円

	徴収方法	<p>【普通徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替又は納付書納付</li> <li>・6月から翌年の3月までの毎月（年10回）に分けて徴収</li> </ul> <p>【特別徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の1～4の全てに該当している世帯は、原則、特別徴収となる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯内の被保険者全員が65歳以上74歳未満</li> <li>2 世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年額18万円以上受給している。</li> <li>3 世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている。</li> <li>4 国民健康保険料と介護保険料の合算額が、公的年金受給額の2分の1を超えない。</li> </ol> </li> <li>・偶数月の年金支払日に年金から天引き</li> </ul>
保健事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査及び特定保健指導の実施</li> <li>・健康チェック・パネル展・歯と口の健康週間等の実施</li> <li>・後発医薬品差額通知</li> <li>・広報冊子等の発行</li> <li>・医療費通知の実施</li> </ul>

## 2 被保険者

平成 29 年度末の被保険者数は 740,077 人で、前年度末に比べ 42,122 人(約 5.69%)減少し、国保世帯数は 489,248 世帯で、18,357 世帯(約 3.75%)減少しています。また、横浜市の人口に対する加入率は 19.83%、世帯加入率は 29.11%となっています。

70 歳以上 74 歳以下の被保険者数は、159,377 人で、前年度末と比較をすると 7,273 人(約 4.56%)減少、被保険者数全体に対する割合は 21.54%となっています。また、退職者医療制度の対象者数は 2,856 人(全被保険者数の 0.38%)で、平成 26 年度に経過措置が終了し新規適用がなくなったことに伴い、前年度末に比べ 4,115 人(約 59.03%)の減少となりました。

区別の被保険者加入状況を見ると、中区の 24.75%が最高で、都筑区の 16.22%が最低となっており、国民健康保険の加入率にも市内各区の特色が表れています。

被保険者の事由別異動状況を見ると、他市町村との転入・転出及び社会保険の加入・離脱による異動が多くみられますが、これは都市における国保異動の特徴といえます。

なお、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が始まり、75 歳以上の被保険者が国民健康保険の被保険者資格を喪失したため、平成 20 年度末の被保険者数及び国保世帯数については、共に大幅な減少となっています。

年度別加入状況

(各年度末)

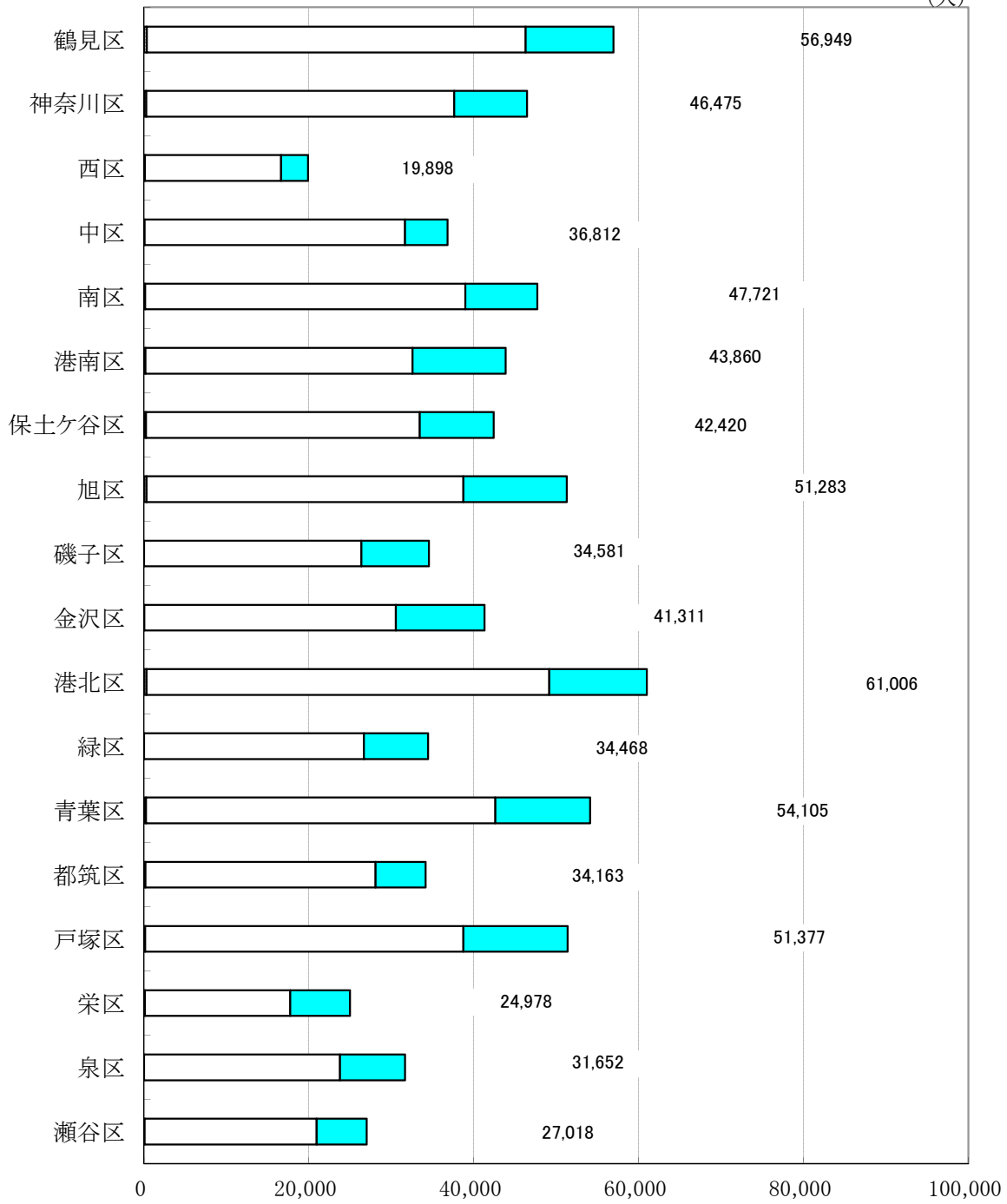
項目 年度	横浜市 人口	被保険 者数	前年比	被保険者 加入率%	横浜市 世帯数	被保険者 世帯数	前年比	世帯加入率 %
H元	3,193,410	777,687	99.52	24.35	1,149,487	368,977	101.97	32.10
H2	3,222,047	779,896	100.28	24.20	1,171,789	378,627	102.62	32.31
H3	3,250,600	785,235	100.68	24.16	1,198,471	389,849	102.96	32.58
H4	3,269,988	798,061	101.63	24.41	1,218,498	403,090	103.40	33.08
H5	3,238,929	814,955	102.12	24.82	1,234,099	421,568	104.58	34.16
H6	3,307,433	825,067	101.24	24.95	1,261,508	450,593	106.89	35.72
H7	3,300,073	850,773	103.12	25.78	1,261,302	469,452	104.19	37.22
H8	3,321,940	888,610	104.45	26.75	1,285,749	470,437	100.21	36.59
H9	3,346,317	921,103	103.66	27.53	1,309,340	490,930	104.36	37.49
H10	3,373,777	963,971	104.65	28.57	1,334,624	517,589	105.43	38.78
H11	3,400,149	1,001,636	103.91	29.46	1,359,184	540,675	104.46	39.78
H12	3,435,554	1,039,924	103.82	30.27	1,379,228	565,802	104.65	41.02
H13	3,470,790	1,079,533	103.81	31.10	1,412,547	592,640	104.74	41.96
H14	3,507,157	1,122,278	103.96	32.00	1,444,360	620,154	104.64	42.94
H15	3,538,352	1,148,547	102.34	32.46	1,472,236	639,735	103.16	43.45
H16	3,562,281	1,165,514	101.48	32.72	1,495,207	654,578	102.32	43.78
H17	3,586,628	1,174,580	100.78	32.75	1,489,266	668,261	102.09	44.87
H18	3,609,078	1,177,415	100.24	32.62	1,514,847	678,091	101.47	44.76
H19	3,635,033	1,174,768	99.78	32.32	1,542,127	684,152	100.89	44.36
H20	3,659,010	932,380	79.37	25.48	1,566,960	555,260	81.16	35.44
H21	3,672,985	933,220	100.09	25.41	1,582,149	559,792	100.82	35.38
H22	3,686,481	932,556	99.93	25.30	1,587,531	561,631	100.03	35.38
H23	3,688,624	926,198	99.32	25.11	1,598,341	561,150	99.91	35.11
H24	3,693,788	912,325	99.50	24.70	1,609,747	556,999	99.26	34.60
H25	3,702,093	887,737	97.30	23.98	1,623,606	549,793	98.71	33.86
H26	3,712,170	860,303	96.91	23.18	1,638,946	540,152	98.25	32.96
H27	3,725,042	828,321	96.28	22.24	1,652,584	527,876	97.73	31.94
H28	3,728,124	782,199	94.43	20.98	1,665,516	507,605	96.16	30.48
H29	3,731,706	740,077	94.61	19.83	1,680,768	489,248	96.38	29.11

(注) 横浜市人口及び世帯数は、総務局総務課「人口ニュース」による。

被保険者区別加入状況

(平成30年3月31日現在)

(人)



■退職被保険者等(70歳未満) □一般被保険者(70歳未満) ■一般被保険者(70歳以上)

被保険者事由別異動状況

(平成29年度)

	増 加								減 少								差 引 増 減 A - B	
	出 生	転 入		社会 保 険 離 脱	生 活 保 護 廃 止	世 帯 変 更	そ の 他	計 A	死 亡	転 出		社会 保 険 加 入	生 活 保 護 開 始	世 帯 変 更	後 期 高 齢 加 入	そ の 他		計 B
		市 外	区 間							市 外	区 間							
世 帯	4	21,765	9,545	44,080	1,832	7,983	23,409	108,618	4,555	18,653	9,043	57,919	3,439	3,158	19,865	9,836	126,468	△ 17,850
人 員	2,595	30,172	13,434	94,108	2,611	14,849	7,212	164,981	4,769	25,747	13,325	96,297	4,651	14,595	22,873	24,931	207,188	△ 42,207



### 3 保険給付

#### (1) 療養の給付

療養の給付は、被保険者の疾病及び負傷に対して、診察、薬剤、手術その他の治療、病院又は診療所への入院等の医療サービスを給付するもので、保険給付の中心をなすものです。

法定給付割合は7割ですが、70歳以上の方については8割※（ただし一定以上所得者は7割）、就学前児童については8割となっています。

※平成26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた方の自己負担割合は1割に据え置かれ、残り1割分は公費負担（国費）となっています。

医療費基礎事項実績

(平成29年度)

		当初予算(A)	決算(B)	差引(A)－(B)
総費用額		287,165,226,000円	268,966,923,620円	18,198,302,380円
	一般分	283,157,286,000円	266,698,452,501円	16,458,833,499円
	退職者分	4,007,940,000円	2,268,471,119円	1,739,468,881円
保険者負担額		243,192,406,000円	224,684,903,429円	18,507,502,571円
	一般分	239,555,427,000円	222,803,301,183円	16,752,125,817円
	退職者分	3,636,979,000円	1,881,602,246円	1,755,376,754円
被保険者数		820,200人	765,368人	54,832人
	一般分	811,000人	760,384人	50,616人
	退職者分	9,200人	4,984人	4,216人
受診率		1793.56件/100人	1783.44件/100人	10.12件/100人
	一般分	1789.04件/100人	1780.92件/100人	8.12件/100人
	退職者分	2192.35件/100人	2167.92件/100人	24.43件/100人
1件あたり費用額		19,521円	19,705円	△184円
	一般分	19,516円	19,694円	△178円
	退職者分	19,871円	20,995円	△1,124円
1人あたり費用額		350,116円	351,422円	△1,306円
	一般分	349,146円	350,742円	△1,596円
	退職者分	435,646円	455,151円	△19,505円

※ 保険者負担額には、出産育児一時金、葬祭費、障害時育児一時金も含まれます。

※ 受診率とは、被保険者100人当たりの受診件数です。

## 療養の給付の状況（負担区分別）一般分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
26	8,991,597	267,732,646,451	196,026,220,236	60,354,290,495	0	11,352,135,720
27	8,964,685	275,993,797,032	201,998,428,898	63,236,927,045	0	10,758,441,089
28	8,723,660	269,085,770,055	196,354,719,288	62,950,925,230	0	9,780,125,537
29	8,348,003	263,058,615,049	192,197,621,836	61,995,313,614	0	8,865,679,599

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

## 療養の給付の状況（負担区分別）退職分

年度	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分	
					他法優先 (円)	国保優先 (円)
26	307,421	9,662,844,216	6,758,334,410	2,674,651,364	0	229,858,442
27	221,279	7,240,090,283	5,061,455,944	2,016,589,213	0	162,045,126
28	130,158	4,210,458,721	2,941,110,603	1,160,608,758	0	108,739,360
29	66,854	2,237,487,606	1,562,503,109	618,151,930	0	56,832,567

※ 支払義務額ベース

※ 件数のみ薬剤・食事療養分を含まない。

## 療養の給付の状況（診療別）一般分

(平成29年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般 診療	入院	152,004	2,140,543	88,465,036,320	19.99	14.08	581,992	116,343
	入院外	6,628,119	10,449,707	93,367,331,209	871.68	1.58	14,087	122,790
歯科診療		1,543,571	2,854,640	20,210,012,930	203.00	1.85	13,093	26,579
薬剤支給		4,839,289	(6,136,004)	55,723,196,420				
食事療養		(143,306)	(5,419,131)	3,598,946,760				
訪問看護		24,309	156,953	1,694,091,410	3.20	6.46	69,690	2,228
合計		13,187,292	15,601,843	263,058,615,049	1097.87	1.87	31,512	345,955

## 療養の給付の状況（診療別）退職分

(平成29年度)

		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件あたり 日数 (日)	1件あたり 費用額 (円)	1人あたり 費用額 (円)
一般 診療	入院	1,213	15,882	734,439,950	24.34	13.09	605,474	147,360
	入院外	52,655	85,022	820,477,540	1056.48	1.61	15,582	164,622
歯科診療		12,772	23,918	163,469,870	256.26	1.87	12,799	32,799
薬剤支給		38,372	(46,086)	479,304,620				
食事療養		(1,128)	(38,928)	25,365,446				
訪問看護		214	1,316	14,430,180	4.29	6.15	67,431	2,895
合計		105,226	126,138	2,237,487,606	1341.37	1.89	33,468	448,934

※ 「薬剤支給日数」欄の( )内は、処方箋の枚数

受診率及び1件あたり日数、費用額、1人あたり費用額の算出にあたっては、件数、日数は薬剤・食事療養分を含まない。

(2) 療養費等

療養費は、緊急その他やむを得ない理由により保険が使えずに医療機関を受診した場合、治療用装具を装着した場合、柔道整復師等の施術を受けた場合等に、療養の給付に代えて支給する現金給付です。

平成 29 年度の全被保険者に対する支給額（保険者負担金）を診療別にみると、柔道整復約 16 億 7,861 万円、針灸マッサージ約 6 億 4,702 万円、その他約 3 億 6,004 万円となっています。

療養費の支給状況（負担区分別）一般分

年 度	件 数 (件)	費 用 額 (円)	保 険 者 負 担 金 (円)	一 部 負 担 金 (円)	他 法 負 担 分	
					他 法 優 先 (円)	国 保 優 先 (円)
26	428,213	4,330,974,996	3,185,899,890	867,582,770	0	277,492,336
27	413,683	4,202,474,484	3,088,389,543	852,720,378	0	261,364,563
28	381,989	3,898,230,177	2,853,171,244	809,266,251	0	235,792,682
29	354,570	3,639,837,452	2,664,058,279	763,967,083	0	211,812,090

※ 支払義務額ベース、移送費、食事・生活療養費を含む。

療養費の支給状況（負担区分別）退職分

年 度	件 数 (件)	費 用 額 (円)	保 険 者 負 担 金 (円)	一 部 負 担 金 (円)	他 法 負 担 分	
					他 法 優 先 (円)	国 保 優 先 (円)
26	12,827	132,131,038	92,707,704	31,793,505	0	7,629,829
27	8,882	93,332,226	65,629,840	21,186,101	0	6,516,285
28	5,304	57,455,546	40,258,372	13,536,248	0	3,660,926
29	2,818	30,851,673	21,615,527	7,432,060	0	1,804,086

※ 支払義務額ベース、移送費、食事・生活療養費を含む。

(3) 高額療養費

高額療養費は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度です。

高額療養費の支給状況

年 度	一 般 分		退 職 分	
	件 数 (件)	高 額 療 養 費 支 給 額 (円)	件 数 (件)	高 額 療 養 費 支 給 額 (円)
26	442,053	23,019,521,354	10,770	996,562,506
27	500,316	25,165,020,528	9,611	815,648,645
28	541,138	26,271,667,801	5,727	511,033,351
29	557,445	25,727,993,385	3,257	271,721,340

※ 支払義務額ベース

(4) 高額介護合算療養費

同一世帯における「国民健康保険の自己負担額」と「介護保険の自己負担額」の1年間の合計額が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額がそれぞれの保険から支給されます。

高額介護合算療養費の支給状況

年 度	一 般 分		退 職 分	
	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)	件 数 (件)	高額介護合算療養費支給額 (円)
26	609	11,428,650	0	0
27	706	12,948,848	0	0
28	823	16,447,223	0	0
29	889	15,421,679	0	0

※ 支払義務額ベース

(5) その他の給付

被保険者が出産したときに出産育児一時金として42万円、被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った方に葬祭費として5万円が支給されます。また、任意給付として出生した赤ちゃんに先天性の障害や異常が発現したとき、その程度に応じて障害児育児手当金が支給されます。

その他の給付の支給状況

年 度	出産育児一時金		葬 祭 費		障害児育児手当金	
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
26	4,373	1,644,175,877	4,831	241,560,000	14	8,600,000
27	4,060	1,510,798,590	4,613	230,655,000	13	8,100,000
28	3,706	1,388,480,696	4,562	228,100,000	12	7,500,000
29	3,043	1,139,911,786	4,293	241,650,000	6	3,200,000

※ 支払義務額ベース

一部負担金減免

(平成29年度)

区 分	項 目	件 数	給付改善分 (円)	備 考
	全 体	1,036 (0)	8,476,801 (0)	療養費免除分を含む
	(再掲東日本大震災分)	1,012 (0)	4,749,943 (0)	

※ ( ) 内は退職分の再掲

## 4 保健事業

### (1) 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣を改善することで生活習慣病の発症と重症化を予防するため、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき実施しました。

#### ア 特定健康診査

##### (ア) 対象者

①平成 29 年 4 月 1 日現在の横浜市国民健康保険の被保険者で平成 30 年 3 月 31 日までに 40 歳～75 歳の誕生日を迎える者（国の基準による対象者）

②平成 29 年 4 月 2 日以降に横浜市国民健康保険の被保険者になった者で、平成 30 年 3 月 31 日までに 40～75 歳の誕生日を迎える者（横浜市独自の対象者）

##### (イ) 自己負担額

1,200 円（国の基準による対象者のうち前年度の個人市民税非課税者は 400 円）

##### (ウ) 実施機関

横浜市医師会会員医療機関他（約 1,200 機関）

##### (エ) 受診者数等

112,891 人（受診率 21.9%）

#### イ 特定保健指導

##### (ア) 対象者

特定健康診査の結果、国の基準により、生活習慣の改善が必要とされた者

##### (イ) 自己負担額

無料

##### (ウ) 実施機関

本市国民健康保険特定保健指導業務受託事業者（23 事業者）

##### (エ) 利用者数等

968 人（実施率 7.2%）

### (2) 糖尿病性腎症重症化予防事業

平成 29 年度特定健康診査の結果、HbA1c7.0%以上でかつ尿蛋白（+）以上または HbA1c7.0%以上でかつ eGFR60（ml/分/1.73 m<sup>2</sup>）未満であり特定保健指導対象外で糖尿病未治療の者へ医療機関への受診勧奨、HbA1c7.0%以上でかつ eGFR60（ml/分/1.73 m<sup>2</sup>）未満であり特定保健指導対象外である者へ 6 か月間の個別保健指導の事業を実施しました。

### (3) 後発医薬品差額通知

継続的に服用する生活習慣病にかかる医薬品を対象に、先発医薬品を後発医薬品に変更した場合の差額（一部負担金の差額）を案内する通知を、2 か月に一度発送を行いました。

平成 29 年度は、179,662 人に差額通知を発送しました。

事業開始 平成 23 年度

### (4) 重複・頻回受診対策事業

重複・頻回受診、大量服薬による医療費の増加を抑制するとともに、被保険者の健康管理と生活の質の向上を図るため、重複受診、頻回受診、多種・多量服薬の対象者に対して適正受診するように指導を行いました。

事業開始 平成 27 年度

### (5) 医療費通知

健康に対する被保険者の認識を深め、ひいては国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、平成 29 年度は 493,210 世帯に受診医療費の額等を通知しました。

事業開始 昭和 55 年度

## 5 保険料

平成 29 年度は、現年度分約 739 億 3,620 万円、滞納繰越分約 29 億 660 万円、合計約 768 億 4,280 万円の収納がありました。

医療分は、法定給付費（療養給付費、療養費、高額療養費等）等を基礎賦課総額とし、支援分は、後期高齢者支援金等の一部に充てるための額を後期高齢者支援金等賦課総額とし、介護分（40 歳以上 65 歳未満の被保険者）は、介護納付金の一部に充てるための額を介護納付金賦課総額として、それぞれ賦課しています。

横浜市では、被保険者の保険料負担を軽減するため、賦課総額の算定にあたり、毎年多額の市費を繰り入れています。

### 保険料賦課・収納状況

(平成 29 年度) (単位：千円)

		調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収納率%
一 般 分	現年度分	77,149,467	73,320,451	0	3,829,016	95.04%
	滞納繰越分	11,286,851	2,881,122	4,061,348	4,344,381	25.53%
	計	88,436,318	76,201,573	4,061,348	8,173,397	86.17%
退 職 分	現年度分	624,650	615,748	0	8,902	98.57%
	滞納繰越分	78,014	25,447	34,461	18,106	32.62%
	計	702,664	641,195	34,461	27,008	91.25%
合 計	現年度分	77,774,117	73,936,199	0	3,837,918	95.07%
	滞納繰越分	11,364,866	2,906,569	4,095,810	4,362,487	25.58%
	計	89,138,983	76,842,768	4,095,810	8,200,405	86.21%

## 7 福祉医療事業

### 1 ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭・父子家庭・養育者家庭の生活の安定と自立を支援するため医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者  
市内に住所を有する医療保険加入者で次のいずれかに該当する方  
ア ひとり親家庭等の父又は母及び養育者  
イ ひとり親家庭等の父又は母及び養育者に扶養されている18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（中程度以上の障害の状態にある場合、高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで）  
※所得制限あり
- (2) 医療証の交付  
対象となる方に「**親**福祉医療証」を交付します。
- (3) 助成の範囲  
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）
- (4) 助成の方法  
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (5) 医療証の交付状況（平成29年度）  
対象者 42,107人
- (6) 医療費支給状況（平成29年度）  
件数 627,707件  
金額 1,657,767,475円

### 2 小児医療費助成事業

小児の健やかな育成及びその家庭の生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

- (1) 医療費助成の対象者  
市内に住所を有し、医療保険に加入している中学校卒業までの小児  
ただし、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業に該当する小児を除きます。  
また、1歳以上については所得制限を導入しています。
- (2) 助成の範囲  
保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）  
以下の表のとおり、年齢等により、助成の範囲・方法に違いがあります。

年 齢	0歳	1歳～小学3年生	小学4年生～小学6年生	中学生
助 成 対 象	入院・通院		入院・通院 ※通院1回につき500円までの負担(注)	入院のみ
対象となる方	全員	本市が定める所得制限限度額未満の方		
医 療 証	あ り			な し

(注)入院及び院外薬局（薬代）は全額助成。保護者が市民税非課税の場合は全額助成。

- (3) 助成の方法  
医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。
- (4) 所得制限

扶養親族等の数	入院・通院の所得制限限度額
0人	540万円
1人	578万円
2人	616万円
3人	654万円
4人以上	(1人増すごとに38万円加算)

- (5) 対象者数（平成 29 年度）
  - 0 歳・・・・・・・・・・・・ 27,818 人
  - 1 歳～小学 6 年生・・・・・・・・ 256,954 人
- (6) 医療費支給状況（平成 29 年度）
  - 件数 4,852,225 件
  - 金額 8,679,224,906 円

### 3 小児慢性特定疾病医療給付

児童福祉法に基づき、小児の慢性疾患の治療研究を推進し、医療の確立と患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的としています。

- (1) 給付の対象者
  - 市内に住所を有し、次の疾患群に属する疾患に罹患している 18 歳未満（20 歳未満まで延長可）の方
  - ア 悪性新生物（小児がん）
  - イ 慢性腎疾患
  - ウ 慢性呼吸器疾患
  - エ 慢性心疾患
  - オ 内分泌疾患
  - カ 膠原病
  - キ 糖尿病
  - ク 先天性代謝異常
  - ケ 血液疾患
  - コ 免疫疾患
  - サ 神経・筋疾患
  - シ 慢性消化器疾患
  - ス 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
  - セ 皮膚疾患群

※平成 27 年 1 月 1 日から、法制化に伴い、小児慢性特定疾患医療給付事業から小児慢性特定疾病医療給付事業となり、自己負担割合の減（就学児以上は 3 割から 2 割へ）、自己負担上限額の改正（26 年 12 月 31 日までの既認定者は 3 年間の経過措置あり）などがありました。また、今年度も対象疾病数が増えました（704 から 722 へ）。

- (2) 受給者証の交付
  - 申請に基づき、小児慢性特定疾病医療の給付を決定したとき、「小児慢性特定疾病医療受給者証」を交付します。
- (3) 給付の範囲
  - 保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）
  - ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。
- (4) 給付の方法
  - 医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をし、受診券を医療機関の窓口等で使用しなかった場合は、受給者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。（所得に応じて自己負担あり）
- (5) 有効期間
  - 最長 1 年間
- (6) 受給者数（平成 29 年度）
  - 3,582 人
- (7) 支給金額（平成 29 年度）
  - 764,461,206 円

### 4 育成医療給付

障害者総合支援法の規定に基づき、身体上の障害を有する児童又はこれを放置すると将来において障害を残すと認められる児童で、手術等によって確実な治療効果が見込まれる場合に医療を給付します。



(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、生まれつき又は病気などにより身体に下記の障害のある 18 歳未満のお子さんで、指定医療機関で治療を受ける方

ア 肢体不自由によるもの（先天性股関節脱臼など）

イ 視覚障害によるもの（眼瞼欠損など）

ウ 聴覚、平衡機能障害によるもの（外耳奇形など）

エ 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの（口蓋裂など）

オ 内臓障害によるもの（食道閉鎖など）

（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）

カ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの

(2) 受給者証の交付

申請に基づき、自立支援医療費育成医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（育成医療）受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。

ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。

（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）

(4) 受給者数（平成 29 年度）

251 人

(5) 支給金額（平成 29 年度）

17,607,845 円

## 5 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、児童の心身両面にわたる健全な育成を目的として、結核児童に対する療育の給付等を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有する結核に罹患した児童であって、その治療に特に長期間を要し、医師が入院の必要を認めた方

(2) 療育券の交付

申請に基づき、療育の給付を決定したとき、「療育券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）、一定範囲の学習用品・日用品

(4) 給付の方法

指定医療機関において「療育券」を提示し療育の給付を受けた自己負担分及び学習用品・日用品について、現物給付します。ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(5) 受給者数（平成 29 年度）

0 人

(6) 支給金額（平成 29 年度）

0 円

## 6 未熟児養育医療給付

母子保健法の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療給付を実施します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、体重が 2,000g 以下又は身体の発育が未熟なままで生まれ、指定医療機関に入院した乳児（0 歳児）

(2) 未熟児養育医療券の交付

申請に基づき、未熟児養育医療の給付を決定したとき、「養育医療券」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額を含む。）

ただし、家族の所得状況に応じて限度額があります。

(4) 給付の方法

医療費の家族負担分を本市が医療機関に支払い（現物給付）をします。

(5) 受給者数（平成 29 年度）

754 人

(6) 支給金額（平成 29 年度）

200,353,331 円

## 7 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の健康保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。

(1) 医療費助成の対象者

市内に住所を有する被用者保険加入者又は横浜市国民健康保険加入者若しくは横浜市の後期高齢者医療制度加入者で、次のいずれかに該当する方

ア 1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所有する方

イ 知能指数 35 以下の方

ウ 3 級の身体障害者手帳を所有し、知能指数 50 以下の方

エ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を所有する方（ただし、入院費用は除く。）[平成 25 年 10 月から]

(2) 医療証の交付

対象となる方に、「横浜市重度障害者医療証」を交付します。

(3) 助成の範囲

保険診療の一部負担金（入院時食事療養費標準負担額は除く。）

(4) 助成の方法

医療機関などで医療証を使用した場合は、医療機関に対して本市から支払い（現物給付）をし、医療証を使用しなかった場合は、対象者に対して直接市から支払い（現金給付）をします。

(5) 医療証の交付状況（平成 29 年度）

対象者 55,546 人

(6) 医療費支給状況（平成 29 年度）

件数 1,867,039 件

金額 10,349,995,647 円

## 8 更生医療給付

障害者総合支援法の規定に基づき、身体障害者に対して、障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療を給付します。

(1) 給付の対象者

市内に住所を有し、18 歳以上で次のア・イの両方を満たす方

ア 身体障害者手帳を持っている方

イ 都道府県・政令市・中核市により指定を受けた医療機関において、身体障害者手帳に書かれている障害を軽減したり機能を回復したりするために必要な医療（例：角膜手術、人工関節置換術、心臓手術、人工透析療法、腎移植術、腎移植後の抗免疫療法、抗 HIV 療法・肝臓移植術など）を受ける方

(2) 受給者証の交付

申請に基づき更生医療の給付を決定したとき、「自立支援医療（更生医療）受給者証」を交付します。

(3) 給付の範囲

保険診療の一部負担金が 1 割負担になります。

ただし、本人及び家族の所得状況に応じて限度額があります。

（生活保護世帯を除き、入院時食事療養費標準負担額は除く。）

(4) 受給者数（平成 29 年度）

1,925 人

(5) 支給金額（平成 29 年度）

4,963,291,554 円

## 8 後期高齢者医療

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施し、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とするものです。都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町村が連携して運営する医療制度で、平成 20 年 4 月に創設されました。

### 1 資格

#### (1) 対象者

75 歳以上の方及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

#### (2) 被保険者数（平成 29 年度末）

横浜市合計…430,640 人

鶴見区	27,173	保土ヶ谷区	26,546	青葉区	29,514
神奈川区	24,750	旭区	36,091	都筑区	16,407
西区	9,691	磯子区	22,204	泉区	20,501
中区	14,503	金沢区	27,370	栄区	18,444
南区	24,879	港北区	32,472	戸塚区	33,490
港南区	29,906	緑区	19,885	瀬谷区	16,814

### 2 保険料

#### (1) 算定

被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。均等割と所得割の配分割合は、各都道府県の所得水準で決まります。平成 28 年度及び 29 年度の算定基準は次のとおりです。なお、保険料率等は 2 年ごとに見直しを行います。

##### ア 配分割合

均等割 40% 所得割 60%（神奈川県内）

（平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%）

##### イ 賦課限度額（年間）

570,000 円

##### ウ 保険料率

均等割額 43,429 円 所得割率 8.66%

##### エ 低所得者及び元被扶養者の保険料軽減

低所得者 → ①世帯の所得に応じて、均等割額を軽減（軽減割合：9割・8.5割・5割・2割）

②個人の所得に応じて、所得割額を軽減（軽減割合：2割）

元被扶養者 → 均等割額を7割軽減（所得割額の賦課なし）

		原則（本則）	29年度の軽減措置
低所得者	均等割	7割・5割・2割軽減	9割・8.5割・5割・2割軽減
	所得割	軽減制度なし	2割軽減 （年金収入で153万円～211万円の方）
被扶養者	均等割	加入から2年間 5割軽減	7割軽減
	所得割	加入から2年間 賦課なし	賦課なし

## (2) 収納状況（平成 29 年度）

## ア 現年度分

## (7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別収納率 (%)			還付未済額 (千円)
				特別徴収	口座振替	納付書	
当初予算	40,406,015	40,119,132	99.29	—	—	—	—
決算	40,480,591	40,275,261	99.49	100	99.84	98.23	81,213

## (イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	99.12	保土ヶ谷区	99.35	青葉区	99.61
神奈川区	99.41	旭区	99.72	都筑区	99.45
西区	99.36	磯子区	99.51	泉区	99.76
中区	98.76	金沢区	99.57	栄区	99.74
南区	99.29	港北区	99.42	戸塚区	99.64
港南区	99.52	緑区	99.49	瀬谷区	99.77

※還付未済を含む。

## イ 滞納繰越分

## (7) 賦課収納状況

	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)	納付方法別 収納率 (%)	不納欠損額 (千円)	還付未済額 (千円)
				納付書		
当初予算	—	151,005	—	—	—	—
決算	413,895	127,159	30.72	30.72	146,762	1,112

## (イ) 区別収納率 (%)

鶴見区	29.82	保土ヶ谷区	26.11	青葉区	29.80
神奈川区	29.32	旭区	46.50	都筑区	38.52
西区	27.22	磯子区	33.76	泉区	49.62
中区	31.75	金沢区	45.60	栄区	54.69
南区	21.74	港北区	25.89	戸塚区	30.99
港南区	21.10	緑区	26.88	瀬谷区	41.17

※還付未済を含む。

### 3 給付

#### (1) 自己負担割合

入院・外来ともかかった総医療費の1割。ただし、現役並みの所得がある方は3割負担（注1）。

#### (2) 高額療養費の支給

複数の医療機関を利用したなど、外来の個人単位の一部負担金合計額が【表1・表2】のAの限度額を超えたり、同一世帯の被保険者の外来・入院の自己負担の合計額が1か月で【表1・表2】のBの限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費は、まず個人単位で外来分を合算して【表1・表2】のAの限度額を適用し、次に入院分を合わせて世帯単位で【表1・表2】のBの限度額を適用して計算します。

なお、月の途中で75歳の誕生日を迎える方は、誕生日は、自己負担限度額を本来額の2分の1に減額します。

【表1】自己負担割合及び自己負担限度額（平成29年7月診療分まで）

所得区分	自己負担割合	A 外来(個人単位)	B 外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)
現役並み所得者 (注1)	3割	44,400円	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1% ※過去12か月に限度額を超えた支給を3回以上受けた場合、4回目以降は44,400円
一般	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) (注2)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) (注3)	1割		15,000円

【表2】自己負担割合及び自己負担限度額（平成29年8月診療分から平成30年7月診療分まで）

所得区分	自己負担割合	A 外来(個人単位)	B 外来・入院を合わせた限度額(世帯単位)
現役並み所得者 (注1)	3割	57,600円	80,100円＋(総医療費－267,000円)×1% ※過去12か月に限度額を超えた支給を3回以上受けた場合、4回目以降は44,400円
一般	1割	14,000円 【年間上限 144,000円】	57,600円 ※過去12か月に限度額を超えた支給を3回以上受けた場合、4回目以降は44,400円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) (注2)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ) (注3)	1割		15,000円

(注1) 市民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者。

ただし、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の旧ただし書き所得(前年の総所得金額等から33万円を控除した額)の合計額が210万円以下の場合には、自己負担割合が1割になります。

また、次の①又は②の要件に該当するときに、区役所窓口申請し広域連合に認定されると、自己負担割合が1割になる場合があります。

- ① 同一世帯に被保険者が二人以上いる場合、被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同一世帯に被保険者が一人で、次のア・イのいずれかに該当するとき

ア 被保険者本人の収入額が 383 万円未満

イ 被保険者本人の収入額が 383 万円以上であっても、同じ世帯の 70～74 歳の方を含めた収入の合計額が 520 万円未満

(注 2) 同一世帯の方全員が、市民税非課税である被保険者（低所得者 I 以外の方）。

(注 3) 同一世帯の方全員が、市民税非課税で、かつ、その世帯全員の各所得が 0 円（年金収入は控除額を 80 万円として計算）となる被保険者。

(3) 入院時食事療養費・生活療養費

入院したときは、食事代等の負担があります。

なお、所得区分が「区分Ⅱ」及び「区分Ⅰ」に該当する方は、食事代等が軽減されます。入院の際には、区役所窓口で申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

ア 一般の病院：食事療養標準負担額を負担します。

所得区分		食費（1食あたり）
一般・現役並み所得者		360 円
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者		260 円
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	90 日までの入院	210 円
	過去 12 か月の間に 91 日以上入院	160 円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		100 円

イ 療養病床：生活療養標準負担額（食費と居住費）を負担します。

所得区分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
一般・現役並み所得者	460 円（420 円 <sup>*1</sup> ）	320 円（注 4）
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	210 円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	130 円	
うち、老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※ 入院医療の必要性の高い状態が継続する方及び回復期リハビリテーション病棟に入院している方については、一般の病院と同じ額の食費を負担します。また、平成 29 年 9 月まで居住費の負担はありませんが、平成 29 年 10 月から 200 円の負担となります。なお、指定難病患者の方は、居住費の負担はありません。

※ \*1 は入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している場合の額。

（注 4）平成 29 年 10 月から 370 円です。